

奥州市消防団活性化検討委員会  
最終報告書

令和5年7月24日

～ 目 次 ～

1	はじめに	・・・・・・・・・・ P 1
2	奥州市消防団の現状	
(1)	組織体制	・・・・・・・・・・ P 2
(2)	消防団員数の推移	・・・・・・・・・・ P 2
3	検討結果	
(1)	団員の確保について	・・・・・・・・・・ P 3
(2)	組織のあり方について	・・・・・・・・・・ P 4
(3)	消防団行事のあり方について	・・・・・・・・・・ P 5
(4)	消防操法競技会のあり方について	・・・・・・・・・・ P 6
4	むすびに	・・・・・・・・・・ P 7
5	委員会の開催状況	・・・・・・・・・・ P 8
	[資料]	
1	奥州市消防団活性化検討委員会委員名簿	・・・・・・・・・・ P 9
2	消防団活動に係るアンケート結果について	・・・・・・・・・・ P 10
3	中間報告書（令和4年12月14日）	・・・・・・・・・・ P 29

## 1 はじめに

消防を取り巻くさまざまな問題について検討するため、市長から委嘱を受けた消防団員により、「奥州市消防団活性化検討委員会」（資料1）を設置し、令和4年8月以来、これまで10回の協議を行い、次の3項目について調査検討してきた。

- ① 消防団員の処遇改善について
- ② 消防団組織について
- ③ その他消防団活動に関する事項について

なお、「① 消防団員の処遇改善について」のうち、「消防団員の年額報酬について」と「消防団員の出動手当について」は早期に解決すべき課題として優先的に議論を進め、令和4年12月14日に中間報告書として、市長に提出したところである。

その後、上記3項目のうち課題を4項目、「(1)団員の確保について」、「(2)消防団組織のあり方について」、「(3)消防団行事のあり方について」、「(4)消防操法競技会のあり方について」)に絞り、幅広く議論を重ねてきた。

これらの議論を踏まえ、最終報告書としてまとめたのでここに報告する。

## 2 奥州市消防団の現状

### (1) 消防団の組織

奥州市消防団は、平成 18 年 2 月に水沢市、江刺市、前沢町、胆沢町、衣川村との合併により奥州市が誕生してからは、それぞれ水沢区消防団、江刺区消防団、前沢区消防団、胆沢区消防団、衣川区消防団として活動してきた。

その後、平成 22 年 4 月に連合体であった 5 つの消防団を統合し、また、平成 27 年 4 月に現在の 5 方面隊 36 分団からなる消防団として活動している。

各方面隊では地域特性を熟知しながら地域を管轄し、地域防災の要として消火活動をはじめとする災害に対し重要な役割を担っている。

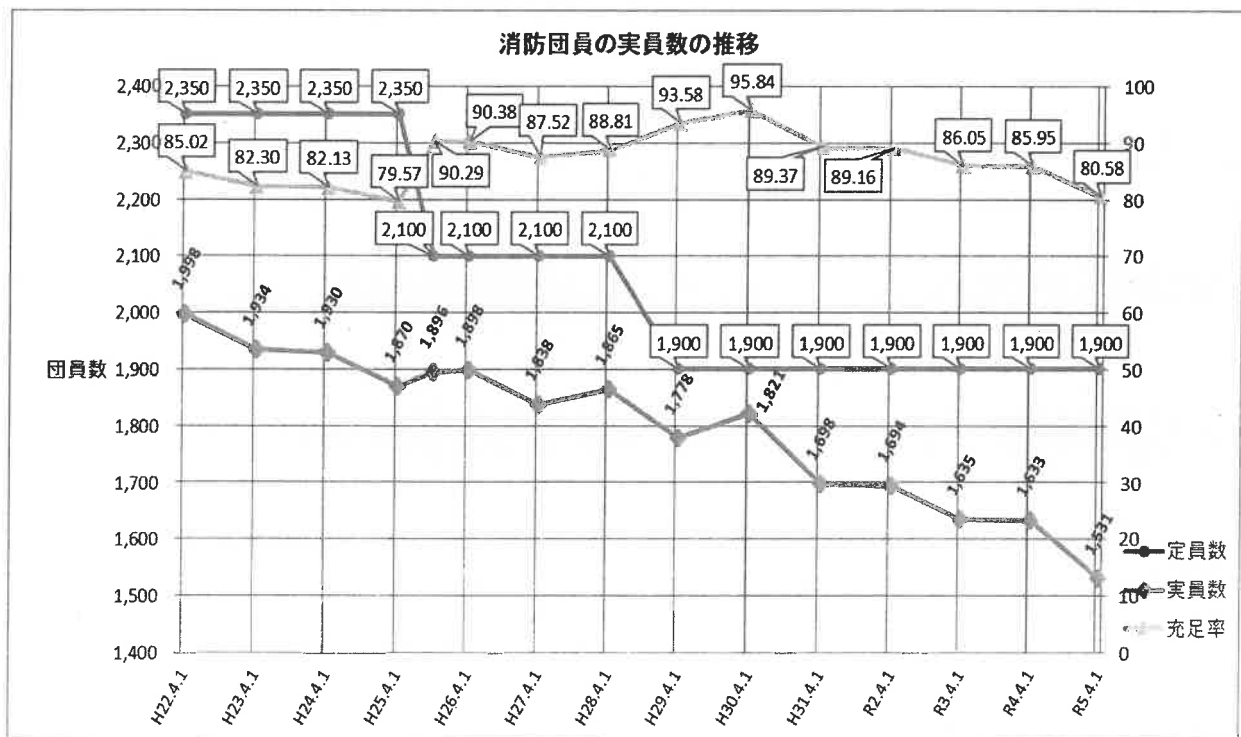
	定数(人)	実団員数(人)	充足率(%)	
本 部	112	99	88.4	喇叭隊
水沢方面隊	443	335	75.6	第 1 分団～第10分団
江刺方面隊	666	564	84.7	第11分団～第20分団
前沢方面隊	259	206	79.5	第21分団～第26分団
胆沢方面隊	251	204	81.3	第27分団～第31分団
衣川方面隊	169	123	72.8	第32分団～第36分団
合 計	1,900	1,531	80.6	

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

### (2) 団員の現状

全国的に消防団員数が年々減少する中、奥州市消防団においても人口減少や少子高齢化等により団員の減少が進んでいる。

#### ○消防団員の定員数、実員数、充足率の推移



### 3 検討結果

#### (1) 団員の確保について

全国的に過疎化や少子高齢化、サラリーマン団員の増加等を原因として消防団員の減少が続いており、奥州市消防団も例外ではない。

消防団員を対象に実施したアンケート結果においても、団員の減少が一番の課題であるとの結果になった。

また、すべての部で定数に満たない団員での活動となっており、特に山間部での団員確保が課題となっている。

当委員会の協議の中で、団員の確保について出された主な意見は次のとおりであった。

- ・ラジオでの募集よりテレビの方が効果的である
- ・消防団に対するマイナスのイメージがある
- ・入団することのメリットが「やりがい」だけでは勧誘は難しい
- ・広報への掲載やイベントでの勧誘等は効果的である
- ・地元の人が少ない、仕事の転勤等で増員につなげていない
- ・機能別団員制の充実や団員確保に力を入れるべき

このような意見を踏まえ、団員の確保について、当委員会の意見として、以下のように取りまとめた。

現在の消防団への入団促進活動としては、主に団員が直接、知人、友人等に対して行う活動が大半であるが、その効果には限界がある。今後は消防団、行政がともに消防団の加入促進や魅力向上に取り組むよう努められたい。また、地区振興会や職場において消防団活動への理解をより広め、未来を担う子供たちを含む多くの住民に消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇等が伝わるような広報を積極的に行うことを望む。

## (2) 消防団組織のあり方について

奥州市消防団は平成 22 年 4 月に 5 つの消防団を統合し、また、平成 27 年度からは 5 つの方面隊を組織し活動を続けている。

全国各地で地震や風水害等の大規模災害が相次いで発生し、多くの消防団員が出動している。災害防ぎょ活動や住民の避難誘導、被害者の救助等、地域における消防防災体制の中核的存在として、地域住民の安全安心の確保のため消防団の果たす役割は益々大きくなっている中、災害による被害を最小限に抑えるため、消防団組織あり方について検討する必要がある。

当委員会の協議の中で、消防団組織のあり方について出された主な意見は次のとおりであった。

- ・組織の統合によって、活動範囲が広がることにより水利の把握や移動距離が長くなる等、難点がある
- ・地域によって条件が異なるので、実情に合わせて検討を進めてほしい
- ・組織の見直しには地域への説明が必要である
- ・団員が少ないところは隣接した分団との連携が必要である
- ・すでに団員が少なく影響が出ている部もあることから、将来を見据えた体制の検討が必要である
- ・組織の見直しがあれば、団員の定数、消防施設や機械器具の配置見直しが必要

このような意見を踏まえ、「消防団組織のあり方について」、当委員会の意見として、以下のように取りまとめた。

- 1 組織のあり方について、消防団員の減少や勤務地が遠方であること等により、昼間における防災活動の機動力が不足しているといった問題が発生している地域が存在していることから、より強固な消防団組織とするため、部の再編や消防施設の配置の見直しについて検討を進めることを望む。
- 2 消防団組織の見直しにおいては、各地域により実情が異なることから、常備消防や自主防災組織等の役割分担等の整理を行い、地域住民の理解を求めた上で進めることが望ましい。

### (3) 消防団行事のあり方について

消防団は、火災の消火活動、災害対応の他、年間を通じて各種訓練、警戒、設備点検、火災予防活動等、数多くの業務があるうえ、出初式や地域祭事及びイベントへの警備等、休日に開催される行事も多い。消防団員を対象に行ったアンケート結果を見ても、消防団行事や訓練については、団員本人の負担はもちろん、家族等との大切な時間を大きく削っており、見直しを望む声が多く聞かれた。

当委員会の協議の中で、消防団行事のあり方について出された主な意見は次のとおりであった。

- ・ 開催当時の趣旨が薄れてきている行事もあり、内容の見直しが必要
- ・ 団全体と方面隊で同じ内容の行事があり、負担となっている
- ・ 講習会が操法大会に向けた内容となっているので、より実践的な内容とするべき
- ・ 団全体での行事よりは方面隊ごとに実践に役立つ行事、中身とするべき
- ・ 祭事やイベントの警備の負担が大きく見直しを望む
- ・ 行事の時間短縮、簡素化をするべき

このような意見を踏まえ、「消防団行事のあり方について」、当委員会の意見として、以下のように取りまとめた。

- 1 団員アンケート結果を踏まえ、夜間の警らや、祭事、イベントへの出動等、年間を通じた出労の軽減、併せて、消防演習や出初式の内容、会場、開催時期等、団員の負担軽減が図れるよう慣例にとらわれることなく検討することを望む。
- 2 一方、消防団は、火災予防・消火・救助等、幅広い消防防災活動にあたることから、その知識や技能の向上が不可欠である。そのため、消火活動における基本活動と対応策の研修や各地域の特性に応じた消火、災害対応訓練の実施を望む。

#### (4) 消防操法競技会のあり方について

消防操法競技会は、消防団員が、迅速、確実かつ安全に行動するために定められた消防用機械器具の取扱い及び操作の基本について、その技術を競う大会である。

しかし、近年は消防団行事、訓練と同様、団員の負担が大きくなっており、アンケート結果でも操法競技会の見直しを望む声が多く寄せられたところである。

令和3年8月に消防団員の処遇等に関する検討会（総務省消防庁）より出された最終報告書において、「市町村の操法大会については、全国大会の見直しの検討状況も踏まえつつ検討を行うべきである。例えば、検討会における事例紹介や意見のように、実際の災害に合わせた装備や内容による大会の実施や、出場隊を輪番制にすることによる毎年の訓練の負担軽減、順位をつけない発表会形式として過度な競技性を抑止するなどの手法が考えられる。」との報告がなされたところである。

当委員会の協議の中で、「消防操法競技会のあり方」について出された意見は次のとおりであった。

- ・勝敗のみが重視されない仕組みづくりが必要
- ・団員誰もがポンプ等を操作できるような内容にすべき
- ・全国大会がある年度のみ大会形式で開催し、他の年度は訓練を実施するのはどうか
- ・やりがいを感じながら操法競技会に取り組むことが出来、安全管理や基礎技術の習得に繋がった
- ・基礎技術習得、安全管理の徹底のために必要な部分もある
- ・練習期間が長期となり、団員や家族への負担が大きい
- ・部対抗となっているが、出場隊の編成条件の見直しが必要
- ・部隊訓練の効果が薄く、時代にそぐわない

このような意見を踏まえ、「消防操法競技会のあり方について」、当委員会の意見として、以下のように取りまとめた。

消防操法競技会は、消防団員にとって重要な役割を担っているが、タイムの重視や必要以上の形式追及等、好成績をねらうための訓練は、団員に過剰な負担を与えている。また、一部の選手以外の多くの団員は、火災に対応した訓練にはなっていないのが現状である。

については、毎年の競技会方式の大会を見直し、災害時に求められる役割を果たすために必要な知識・技術を身につけるための訓練を実施するとともに、過剰な負担がかからないよう必要な訓練を実施し、団員全体の質の向上を目指すことが望まれる。

具体的には、出場条件を見直し、出場を希望する隊による競技会を隔年で開催する等、団員やその家族への負担軽減になる大会になるように検討することを望む。



#### 4 むすびに

当委員会では、人口の過疎化や少子高齢化社会の到来等の社会環境の変化により、消防団員の減少や団員の高齢化、施設の老朽化等、消防団を取り巻く環境は一層厳しいものとなっていくとの認識から、現在、奥州市消防団が抱える課題や新たな取り組みを調査検討し、中間報告書及び最終報告書を作成した。

この報告書を活用され、時代に即した、より魅力ある消防団づくりに積極的に取り組み、消防団の活性化を図っていくことが、消防団の充実強化、ひいては地域住民の安全安心な暮らしの実現に寄与するものであると確信する。

## 5 委員会の開催状況

令和4年8月17日 委嘱状交付式

- ・委嘱状の交付
- ・委員長及び副委員長の選出
- ・調査検討事項の確認

令和4年9月14日 第1回委員会

- ・協議（団員の処遇改善について）

令和4年10月19日 第2回委員会

- ・協議（団員の処遇改善について）

令和4年11月16日 第3回委員会

- ・協議（中間報告書の精査）

令和4年12月14日 中間報告

- ・中間報告書の提出

同日 第4回委員会

- ・講演、意見交換  
講師 加藤 實 氏（消防団等充実強化アドバイザー）  
内容 消防団への加入促進について
- ・協議（アンケートの実施について）

令和5年2月1日 第5回委員会

- ・協議（出勤報酬に関する要領について、アンケート結果について）

令和5年2月15日 第6回委員会

- ・協議（出勤報酬に関する要領について、アンケート結果について、検討テーマの選定について）

令和5年3月15日 第7回委員会

- ・協議（行事のあり方について、操法競技会のあり方について）

令和5年4月19日 第8回委員会

- ・協議（行事のあり方について、操法競技会のあり方について、団員の確保について）

令和5年5月17日 第9回委員会

- ・協議（消防団組織のあり方について）

令和5年6月21日 第10回委員会

- ・協議（最終報告書の精査）

## 令和4年5年奥州市消防団活性化検討委員会 委員名簿

所属	役職	氏名	備考
第15分団第1部	班長	佐藤 卓	委員長
第1分団第1部	部長	千葉 佳代	副委員長
第5分団第2部	班長	菅原 直樹	
第8分団	副分団長	佐藤 幸貴	
第11分団本部	部長	菅原 孝宏	
第19分団本部	団員	菅原 和哉	
本部付（前沢方面隊）	部長	小野寺 真紀子	
第23分団第4部	班長	佐藤 好輝	
第29分団第2部	班長	下河邊 俊博	
第31分団第3部	部長	佐藤 稔	
第32分団第2部	班長	菅原 恵太	
第33分団第2部	班長	佐々木 康隆	

(所属、役職は令和5年4月1日現在)

## 【奥州市消防団活性化検討委員会】消防団活動に関するアンケート 集計結果

### ■調査目的

奥州市消防団活動の現状や課題を把握し、今後具体的な取り組みを検討していくため

### ■調査対象

- (1) 消防団の各部から2件以上(任意)
- (2) (1)以外の奥州市消防団で回答を希望する団員

### ■調査方法

- (1) 奥州市ホームページのアンケート入力フォームからの回答
- (2) 紙の用紙に記入後、封筒に入れ分団ごとまとめて危機管理課へ提出(各部4部配布)

### ■調査期間

令和4年12月22日(木)～令和5年1月16日(月)※回答期限

### ■回答数 【令和5年1月20日現在】

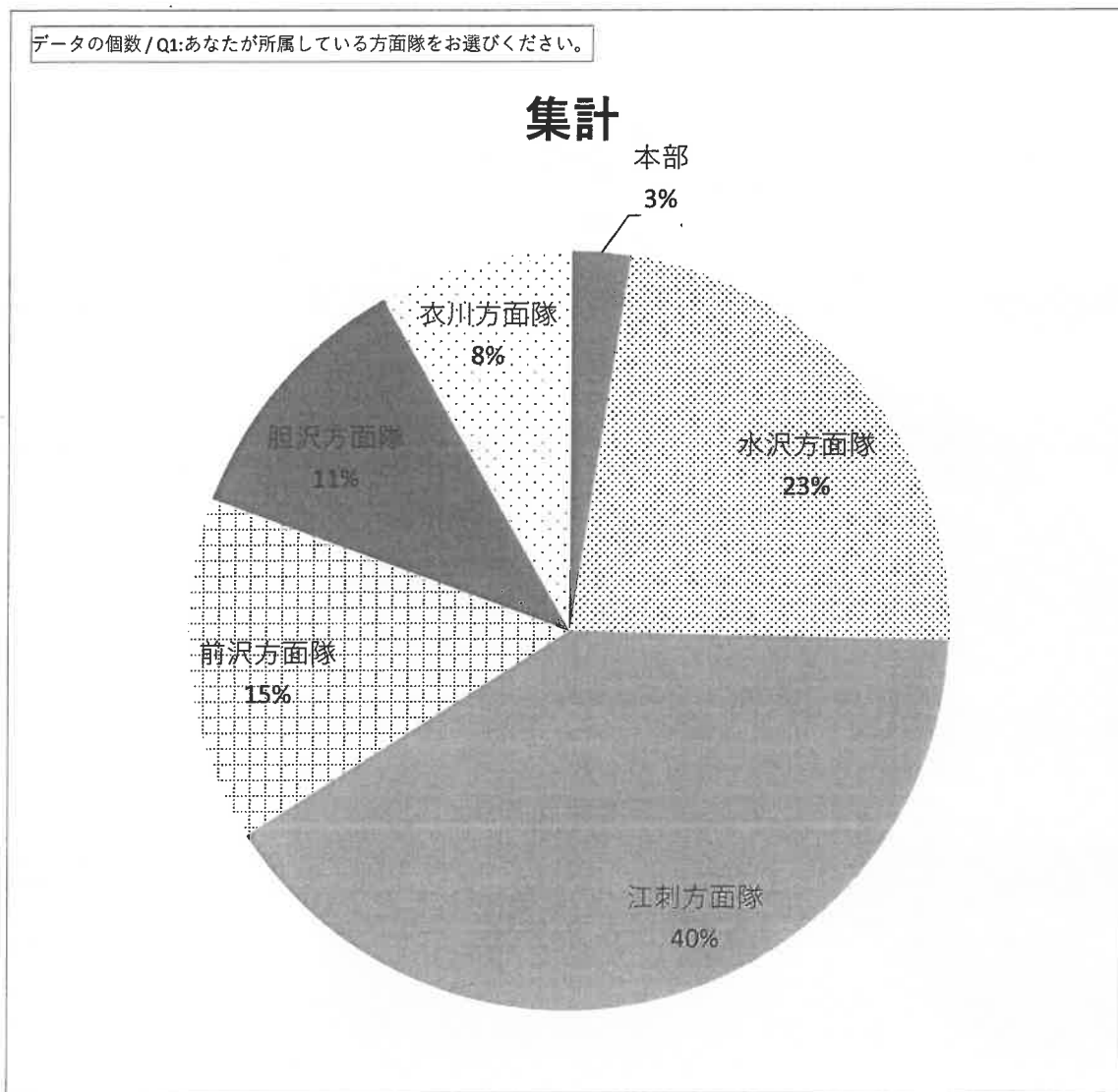
	回答数		
	合計	web	書面
本部	11	11	0
水沢方面隊	98	36	62
江刺方面隊	174	88	86
前沢方面隊	63	20	43
胆沢方面隊	48	21	27
衣川方面隊	35	19	16
合計	<b>429</b>	195	234

※参考	団員数		
	合計	男性	女性
本部	101	75	26
水沢方面隊	365	351	14
江刺方面隊	599	595	4
前沢方面隊	219	218	1
胆沢方面隊	222	222	0
衣川方面隊	126	126	0
合計	1632	1587	45

階級別	団長、副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	機能別団員	総計
本部	4	1	2	3	1			11
水沢方面隊		3	5	27	31	30	2	98
江刺方面隊	1		3	46	53	69	2	174
前沢方面隊		1	3	18	19	22		63
胆沢方面隊		2	1	12	7	26		48
衣川方面隊		1	3	8	10	13		35
合計	5	8	17	114	121	160	4	<b>429</b>

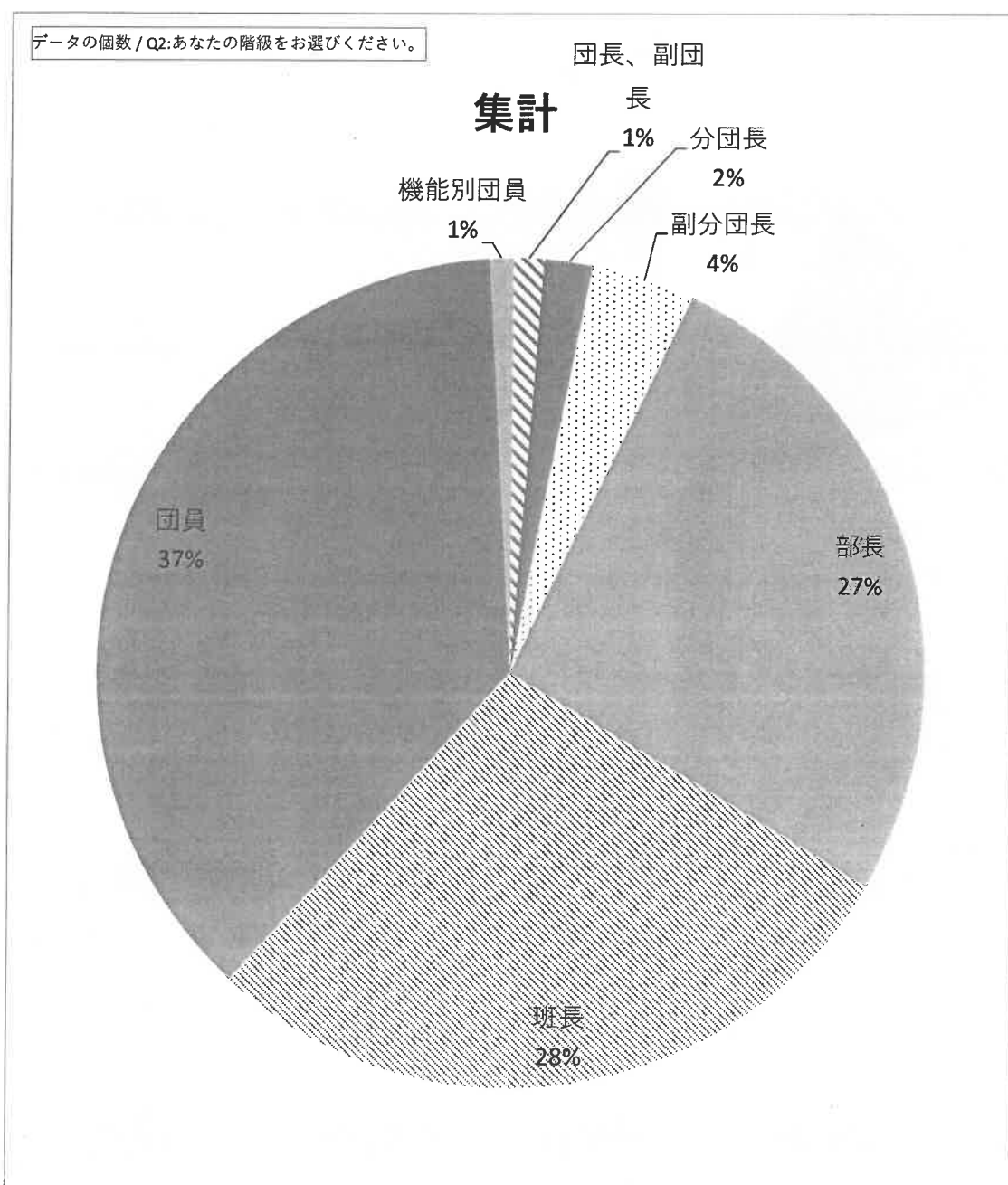
**Q1:あなたが所属している方面隊をお選びください。**

行ラベル	データの個数 / Q1:あなたが所属している方面隊をお選びください。
本部	11
水沢方面隊	98
江刺方面隊	174
前沢方面隊	63
胆沢方面隊	48
衣川方面隊	35
<b>総計</b>	<b>429</b>



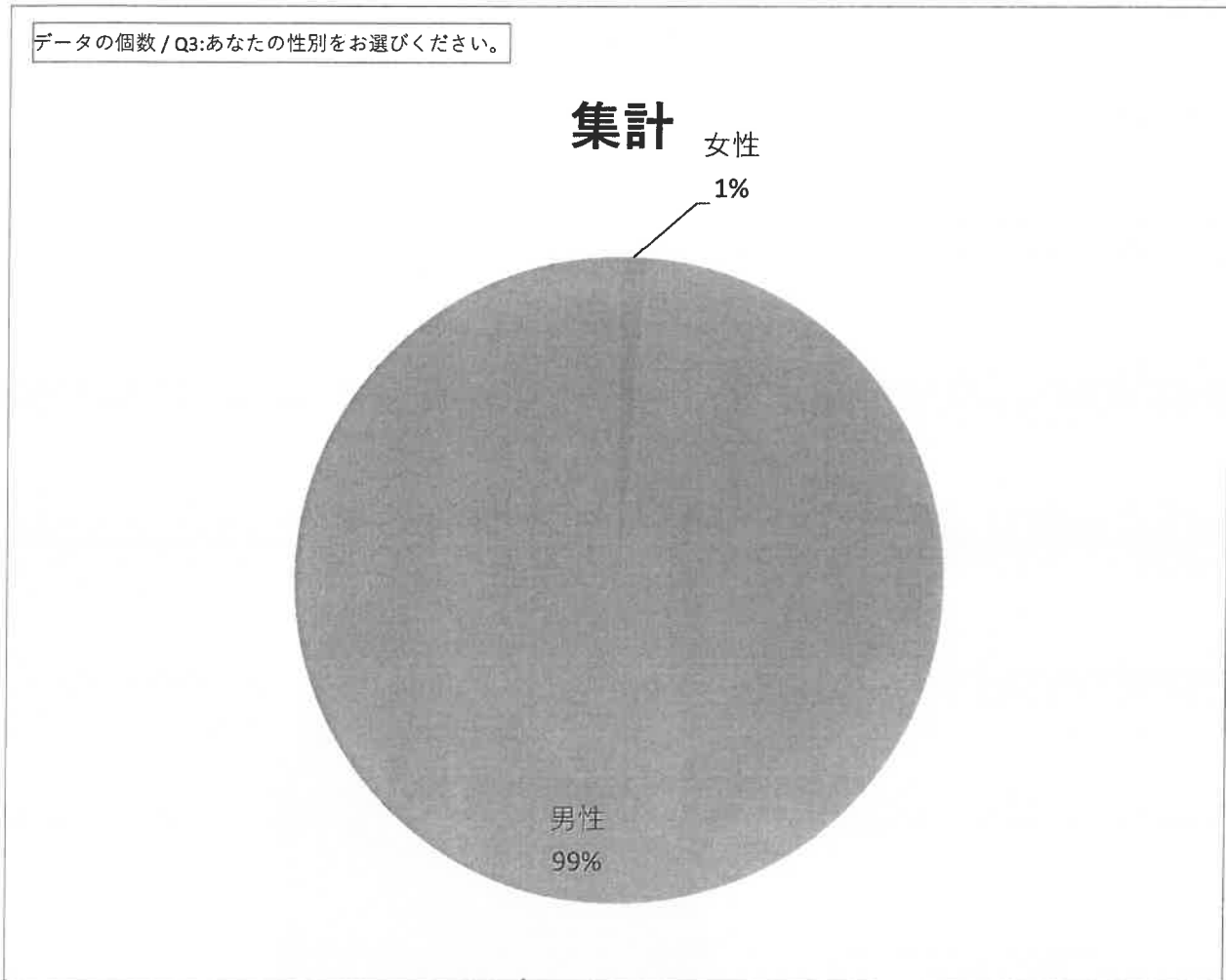
Q2:あなたの階級をお選びください。

行ラベル	データの個数 / Q2:あなたの階級をお選びください。	
団長、副団長		5
分団長		8
副分団長		17
部長		114
班長		121
団員		160
機能別団員		4
<b>総計</b>		<b>429</b>



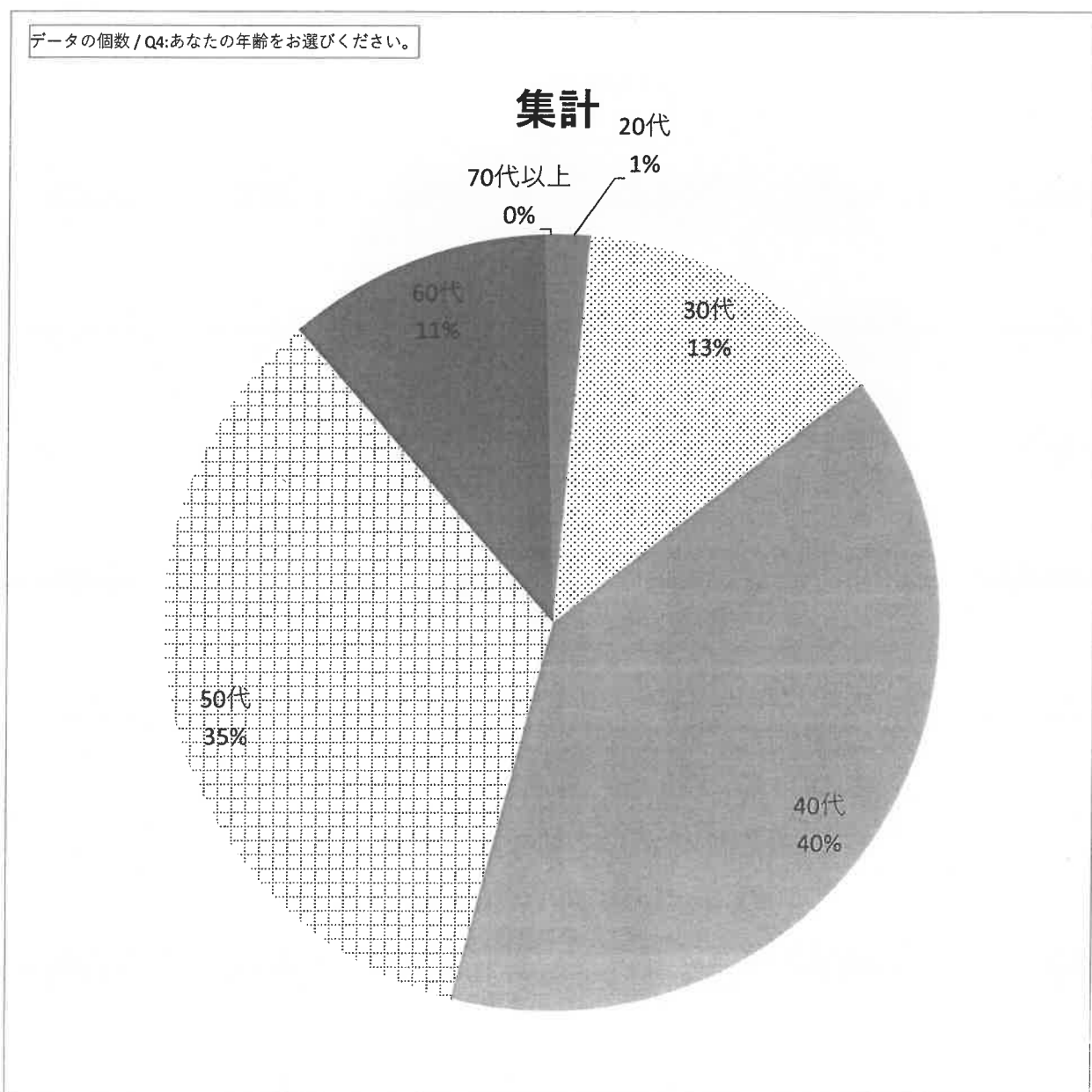
**Q3:あなたの性別をお選びください。**

行ラベル	データの個数 / Q3:あなたの性別をお選びください。	
女性		5
男性		419
(空白)		
<b>総計</b>		<b>424</b>



Q4:あなたの年齢をお選びください。

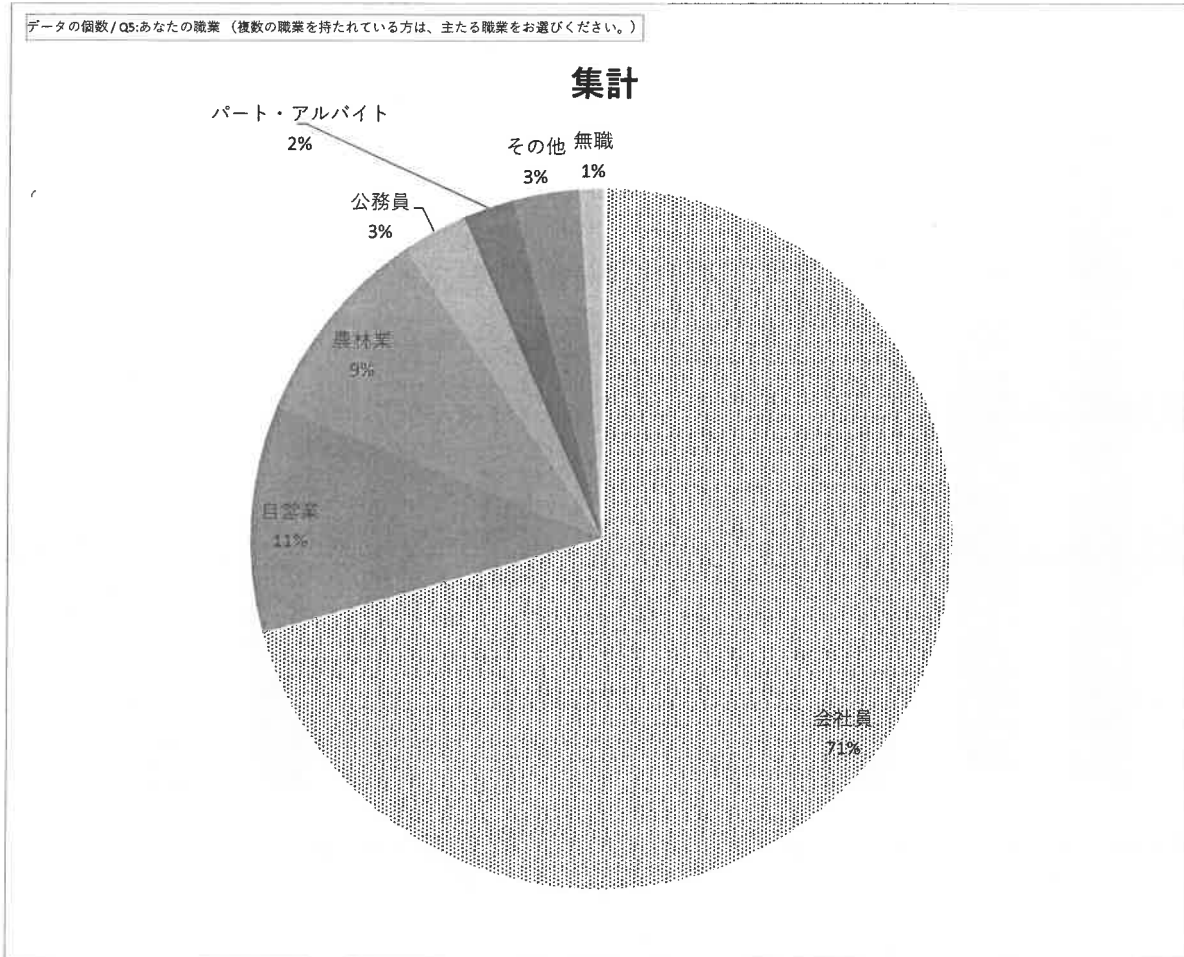
行ラベル	データの個数 / Q4:あなたの年齢をお選びください。
20代	6
30代	56
40代	170
50代	148
60代	47
70代以上	2
<b>総計</b>	<b>429</b>





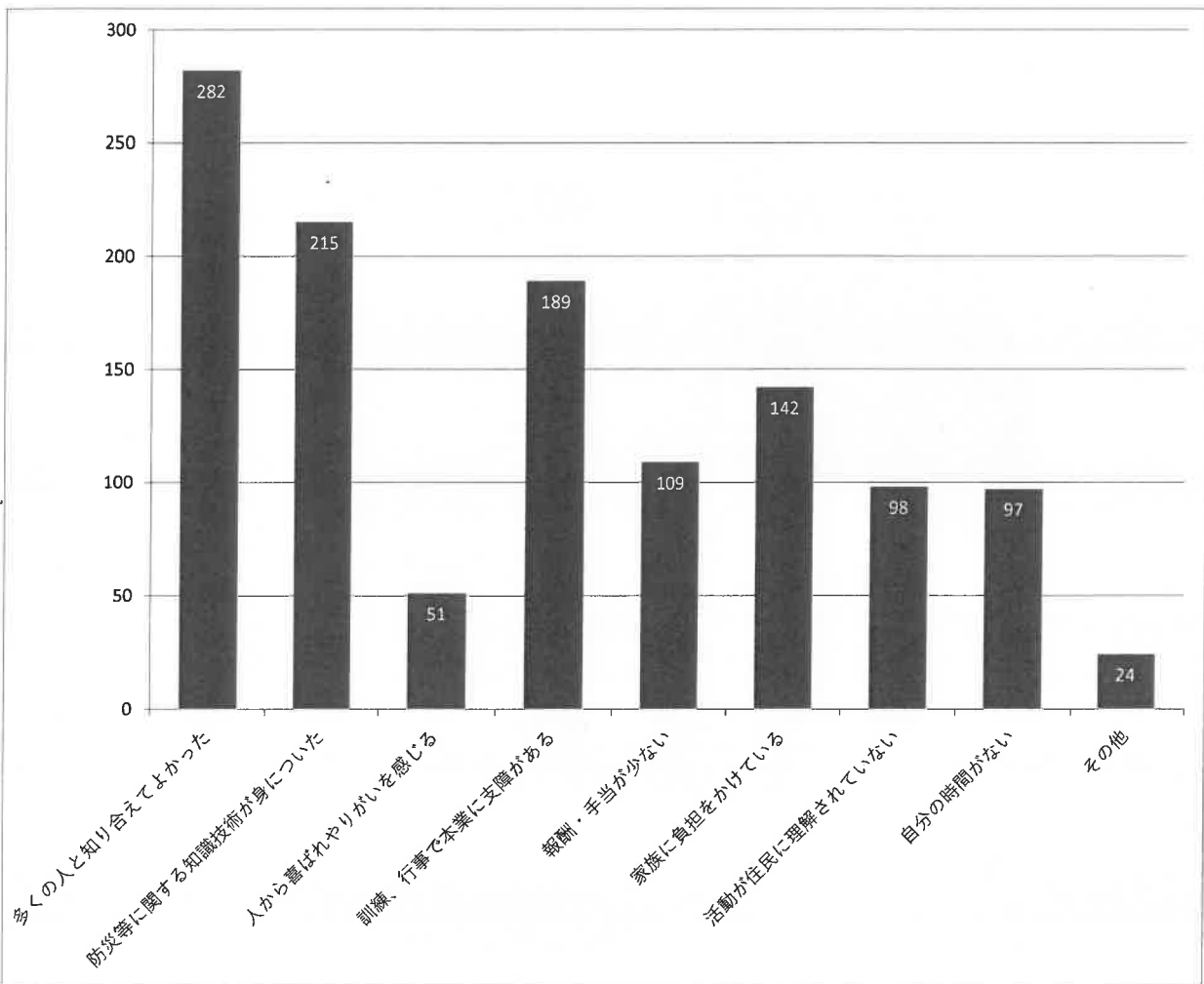
Q5:あなたの職業（複数の職業を持たれている方は、主たる職業をお選びください。）

行ラベル	データの個数 / Q5:あなたの職業（複数の職業を持たれている方は、主たる職業をお選びください。）
会社員	303
自営業	45
農林業	40
公務員	13
パート・アルバイト	10
その他	13
無職	5
総計	429



Q6:入団後の感想を教えてください。(複数回答可)

	回答数
多くの人と知り合えてよかった	282
防災等に関する知識技術が身についた	215
人から喜ばれやりがいを感じる	51
訓練、行事で本業に支障がある	189
報酬・手当が少ない	109
家族に負担をかけている	142
活動が住民に理解されていない	98
自分の時間がない	97
その他	24

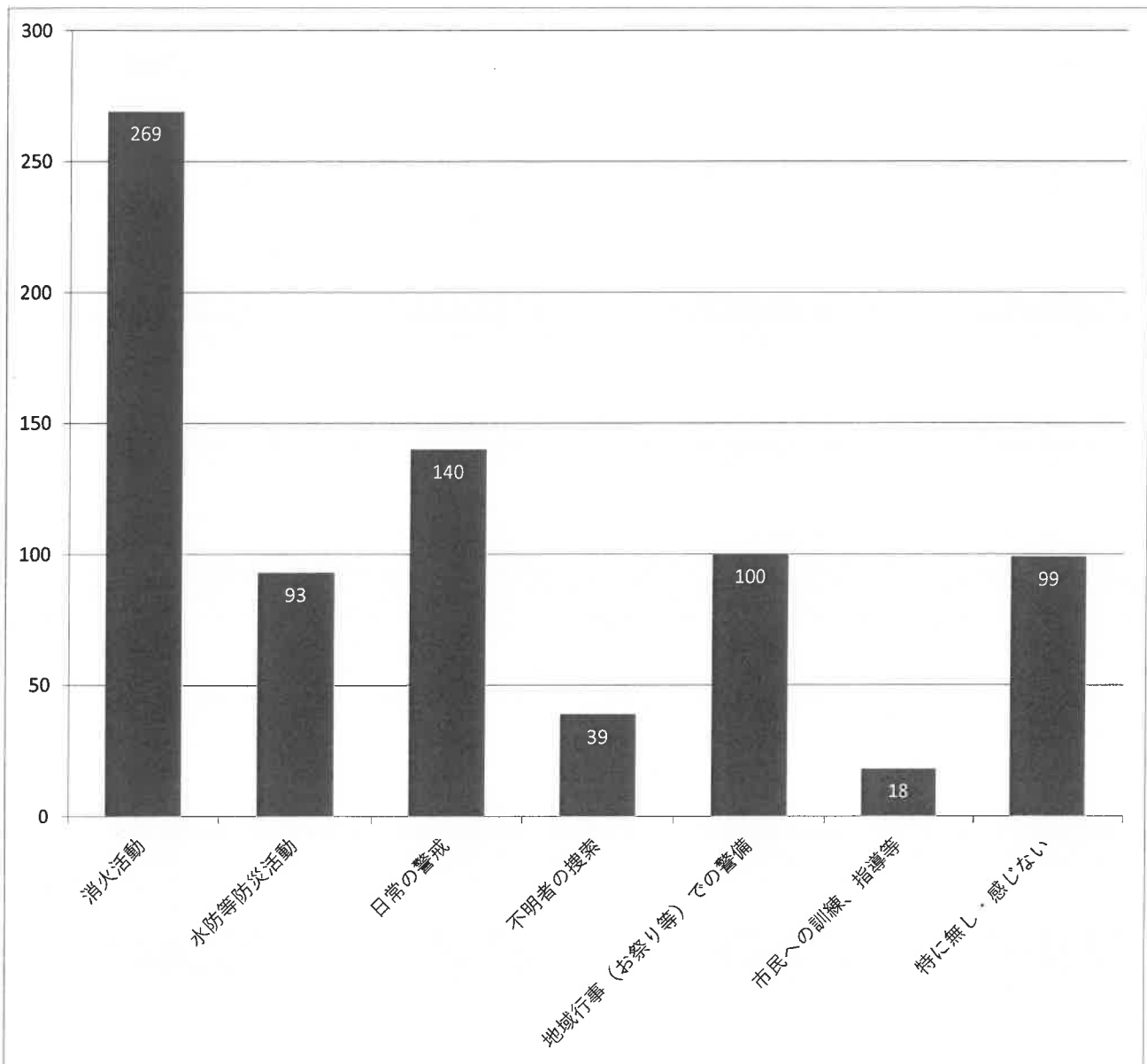


**Q7:Q6【入団後の感想を教えてください。】でその他を選んだ方は内容をご記入ください。**

主な意見
行事が多すぎる
団員が少なすぎる
勧誘したくても消防団へのメリットを感じていなので誘えない
出てくる人と出て来ない人がハッキリしていて、出てくる人が少なく活動の限界を感じている。 なにかもっと魅力が無ければ、どんどん人は減っていく一方だと思う。
普段では知り合わない地区、年代、職業の方々と面識ができ、自身の見識を広げることができた（情報や経験など消防以外にも）。
昔の消防団のイメージが強すぎる。
入団直後はそれぞれ使命感があり活動するが、操法や部隊訓練等に時間が割かれ徐々に意欲を失い、訓練・行事に参加しなくなっていく。操法大会が近づくと憂鬱だ。
活動が多い
仕事が土日関係なく交代勤務のため、消防行事が日曜日に限られているので仕事と重なった場合有給休暇を取らないと活動に参加できない。
入団して身に着けた知識・技術が身近で起きたら活用でき入団してよかった
地元で世代を超えての交流ができ年齢に関係なく仲間がつくれたことがありがたいです。
地域の安心安全の為に貢献できていると感じている。
入団する人が少ない

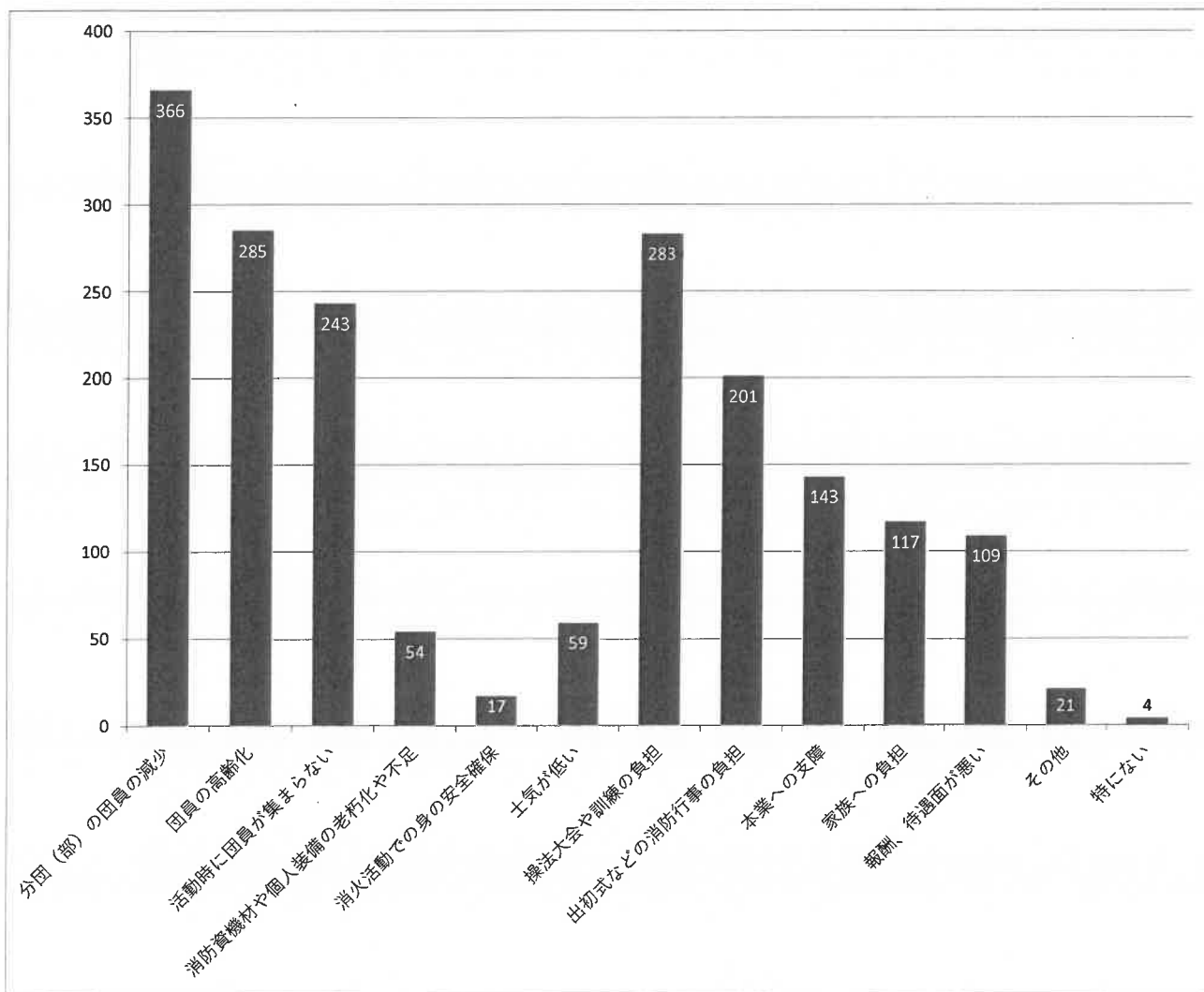
Q8:消防団員としてどのようなときにやりがいを感じますか。(複数回答可)

	回答数
消火活動	269
水防等防災活動	93
日常の警戒	140
不明者の捜索	39
地域行事(お祭り等)での警備	100
市民への訓練、指導等	18
特に無し・感じない	99



Q9:消防団の現在の課題は何だと思いますか。(複数回答可)

	回答数
分団(部)の団員の減少	366
団員の高齢化	285
活動時に団員が集まらない	243
消防資機材や個人装備の老朽化や不足	54
消火活動での身の安全確保	17
士気が低い	59
操法大会や訓練の負担	283
出初式などの消防行事の負担	201
本業への支障	143
家族への負担	117
報酬、待遇面が悪い	109
その他	21
特にない	4



Q10:Q 9【消防団の現在の課題は何だと思えますか。】でその他を選んだ方は内容をご記入ください。

主な意見

ほとんどの団員は被雇用者であり、大会や訓練、行事への参加がそもそも不参加な団員が多い。その結果、部長をはじめとする活動可能な一部の団員の負担が大きく士気低下の原因となっている。

行事のみならず、部の活動においても拘束時間が長いと思っている者（特に若い団員）がいるようだ。

人口減、団員減、高齢化、今後の活動に不安である

団員が新規入団もせず現状維持で精一杯

団員勧誘はしているがなかなか入団してもらえない

操法の競技会の必要性が感じられない。

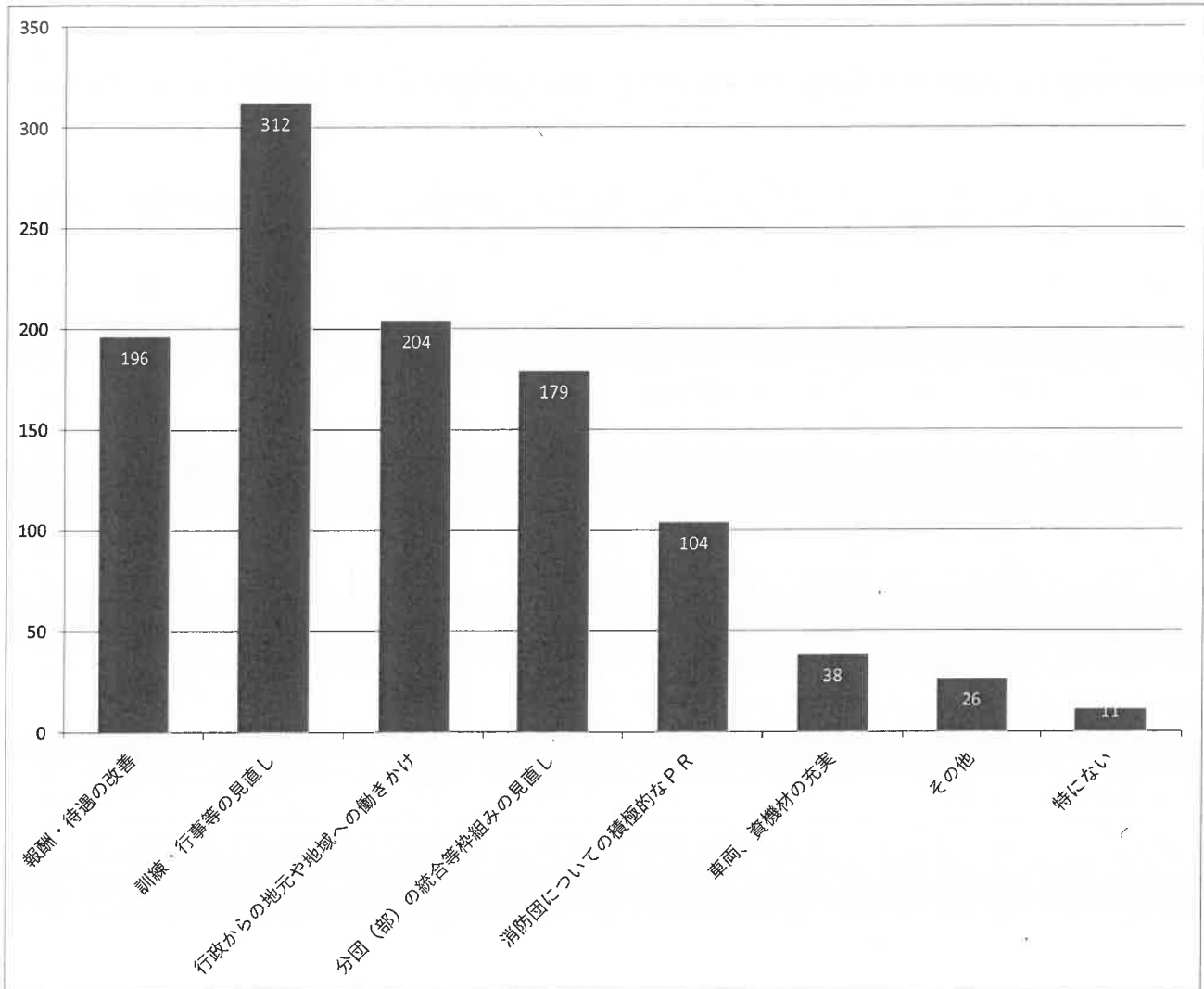
タイムなどを競うより、放水や中継のポンプ操作を教えられる方が良いのかなと思います。

屯所の老朽化

新入団員を確保出来ない

Q11:課題解決に向けてどのようにしたら良いと思いますか。(複数回答可)

	回答数
報酬・待遇の改善	196
訓練・行事等の見直し	312
行政からの地元や地域への働きかけ	204
分団(部)の統合等枠組みの見直し	179
消防団についての積極的なPR	104
車両、資機材の充実	38
その他	26
特にない	11



Q12:Q11【課題解決に向けてどのようにしたら良いと思いますか。】でその他を選んだ方は内容をご記入ください。

主な意見

若者向けにもっとポジティブなイメージを持たれるような発信が必要

消防団になればたくさんのメリットが有れば良いと思う

過疎化の為統合が必要

小学生の避難訓練などに消防団が参加して、子供の内から消防団の存在を知ってもらう必要があると思う。

普段は会社勤めや農業をしている方々でも、有事の際には消防団として消火活動、防災活動に取り組むことで、市民の日常が守られていることを子供の頃からわかってもらいたい。

その際に小型ポンプ操法などを見せることも必然だと思います。

緊急時の連絡がメール受信のみだが、専用アプリ等で団員相互の出動の有無当確認できるようにしてほしい。

Q11の1～5特に2の訓練・行事の見直しを切望

6の車両・資機材については故障や不具合がないのに更新させられるのはもったいないと感じる。

行政から消防団員を抱える会社への支援（団員人数によって減税するなど）や会社への団員確保への働きかけ。消防団員への会社の理解と待遇改善。

操法の廃止

方面隊での操法大会を廃止して欲しい。

幹部団員の課題意識の共有・徹底。

上記を踏まえた組織的な対策、活動の不足。

若い方 PR活動必要

午前中だけで終わる行事などは1日使って2つ以上の行事を行うなど、行事の内容は変えなくても出動する日数を減らすなどの工夫は必要

消防活動は、行政の一般職も義務づけるべき

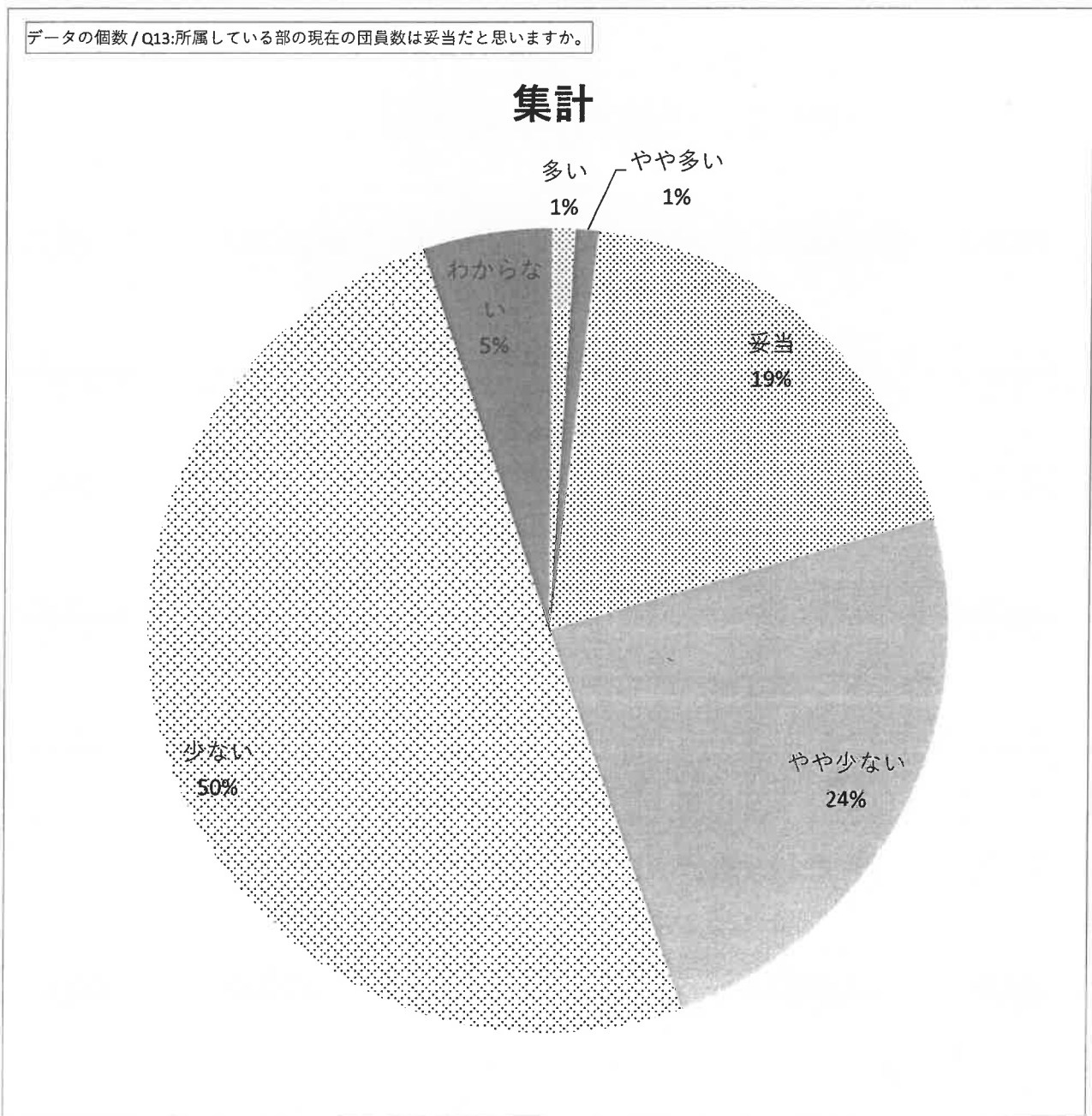
完全に自由参加とすべき

消防団員の減少、消防団員の担い手不足等の問題があり誰でも気軽に入団できるような環境を作る。



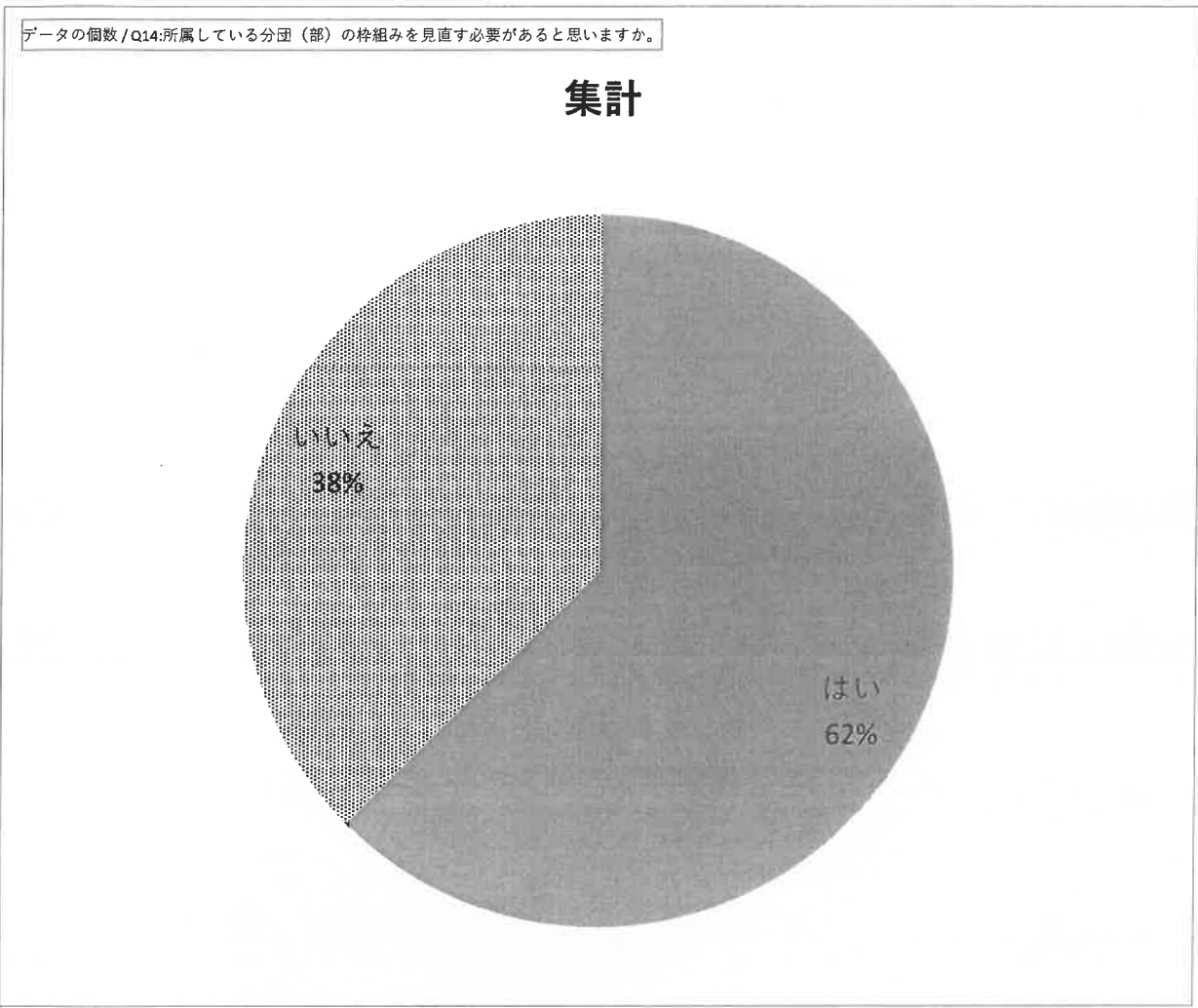
**Q13:所属している部の現在の団員数は妥当だと思いますか。**

行ラベル	データの個数 / Q13:所属している部の現在の団員数は妥当だと思いますか。	
多い		4
やや多い		4
妥当		80
やや少ない		103
少ない		216
わからない		22
<b>総計</b>		<b>429</b>



**Q14:所属している分団（部）の枠組みを見直す必要があると思いますか。**

行ラベル	データの個数 / Q14:所属している分団（部）の枠組みを見直す必要があると思いますか。	
はい		268
いいえ		161
総計		429



**Q15:分団(部)の枠組みの見直しについて、お考えがあればお聞かせください。**

主な意見

人がいない所はまとめて良いと思う

地域に1つとかにすればいいのでは？少なくとも自分より下の人増えてないですし。

統合を考えるべき

部の統合など

少ない人数の部は統合した方がよいが、それも一時的なもので、新入団員が入るルートを確保した方がよい。

今後、団員確保が難しい場合、部の合併も視野に入れた方がよいと思われる。

佐倉河は1つでいいと思います。

担当地区の警らなど人員が不足している場合など、他の部から参加してもらうなど分団全体で業務をこなすようにできれば良いと思う。

団員減少のため統合等が必要だが担当地域が広くなり更なる負担増の懸念がある。

少子高齢化、人口減少しているのに団員数は同じでは無理があると感じます。

統廃合は必要だと思うが、それはそれで火防点検への影響が出てくるのでなかなか難しそう。

団員が大幅に減少している分団や部について、合併や統合などする必要があります。

まずは分団内での部の統合を進めていくべきかと思います。

江刺の場合、山手は合併が必要だと思います。

過疎地域(部)では団員の増加はほぼ見込みがないので、隣接部との統合が望ましいあるいは機能別団員のみとして配置する

実際に活動出来る人数が少ないため、統合等により定員、行事を削減して活動内容を充実して欲しい

団員が少なくなってきた為部をまとめる必要性を感じる

団員が少なく、団員の高齢化が進んでいる。地域については、分団を部に分けずに一つにする、または、他分団との統合も必要になってくると思う。

本部人員が多い。方面隊制度を無くして欲しい。

屯所の統合と分団の整理

例えば、地区イコール分団とか

部を統合し、現在ある屯所は車庫や収納庫として活用し、機材や車両はしばらく維持する。

そして徐々に車両を小型ポンプからポンプ車に変えて屯所も統合する。

枠組みを見直して近隣の部と統合しても根本的な解決にはならないと思います。

例えば部のエリアを広げると人がより不足しますし難しいと思います

統合ではなく相互の応援体制が取れば良いと思う。

枠組を見直しても、団員数が不足しているので意味がない。

負担が大きくなるだけではないか。

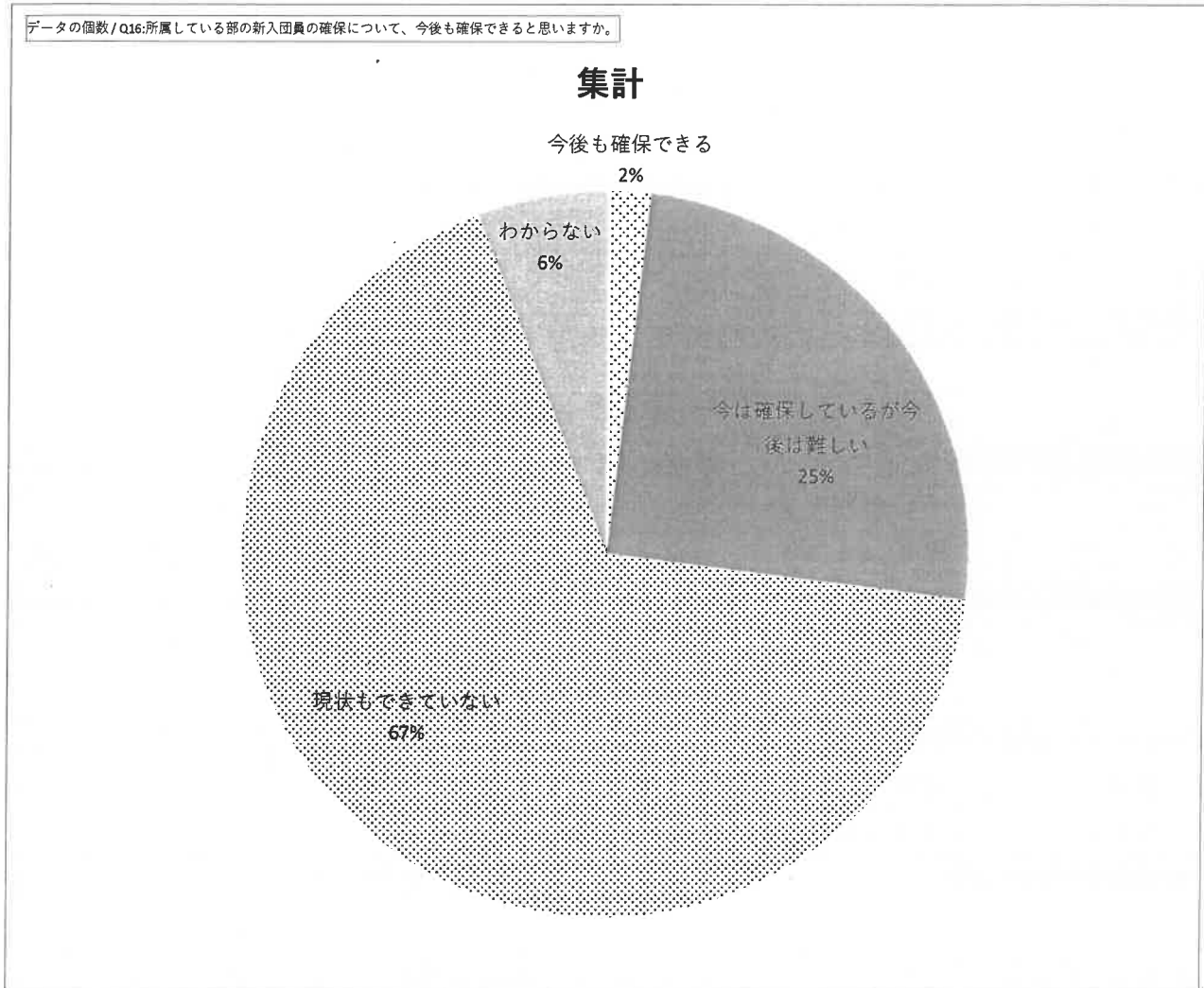
・近くに他の分団、部の屯所がある、現在はそれぞれで消防車両が配備されているので機動力が良くなっているので統合してもいいのではないか。

1行政区には1分団が妥当で統合が必要。

旧市街地では若者の流出が多く高齢化が進み団員確保もままならぬ状態であるので将来的には団員数と管轄範囲を加味しながら少人数のところは近い将来合併(連携)しなければと思う。

Q16:所属している部の新入団員の確保について、今後も確保できると思いますか。

行ラベル	データの個数 / Q16:所属している部の新入団員の確保について、今後も確保できると思いますか。	
今後も確保できる		8
今は確保しているが今後は難しい		108
現状もできていない		288
わからない		25
総計		429



## Q17:団員確保について、お考えの確保対策があればお聞かせください。

### 主な意見

団員が勧誘活動しているのでは、新規入会が減る一方だと思うので、各行政区長又は、自治会長も加わり、任用公務員の説明から入った方が、時代のニーズに合っている。

勧誘時に本人ではなく、その家族に断られるケースもあるため、より地域住民への理解と行政からの協力も必要だと思う。

消防団は訓練や行事が多く大変だと思われる。

広報や地元紙等で、もっとPRする必要があると思う。

また、地元企業へのPRがあっても良いのではないかと思う。

市役所職員の入団を進めてほしい

若い年齢層が参加しやすい、参加したくなる方向性を取り組むべきだと思います。

報酬・待遇面はもちろん高い方がいいですが、地域の人たちの繋がりが非常によくすることを全面的うたって欲しいと思う。

逆に古い体制に縛られている部があれば、指導が必要だと思う。

活動広報誌などで活動内容や団員の紹介、コメントなどを展開  
理解してもらうことが第一

学校等でのPRをする（活動内容、組織内容の周知）

行事を減らして本来の消防団の取り組みに励みことがやりがいを感じさせる

部の枠組みの見直し(統合)

操法大会のための訓練負担の減（操法大会廃止の検討）

報酬を上げる

現状の消防団では難しいと思う。機能別団員のように、ある分野に特化した団員制度が必要と思う（分野分けは、高齢者や女性も団員になりやすいと思う）。

地域全体の活動の一つでもあるので住民の理解を得ながら団員持ち回りによる対応

若い人達が地域に残らなくなっている。少子化の影響もあり、衣川地域はかなり厳しい状況になると思っている。地元に戻ってきた際（結婚されて）は、地域防災への協力を積極的にアピールして確保する以外に方法はない。

TVやラジオでの良いイメージのPR活動。

消防団って、実際にどんな事、どんな活動をやっているの？という話を良く聞く為。

若年層の消防団活動のPR

小学・中学校で消防活動への参加をし、将来消防団に入りたいと思わせる取り組みが必要ではと思う。

非常勤公務員として、何らかの優遇があればよいのではないか。

例として、消防車に応じた免許取得費用の補助等。

団員確保のための勧誘はしているが、良い返事が貰えず苦勞している。呼び掛け、勧誘あとは勧誘された方の消防団への意識次第だと思う。それと地域への消防団活動の理解並びに協力の働きかけ。

地域や家庭及び職場の協力が必要である。行政からの働きかけも必要と思われる。

未成年者や若い人たちにも体験入団などでもっと興味を持ってもらう活動などあれば良いのでは。

## Q18:消防団活動について、ご意見や感想などがあればお聞かせください。

### 主な意見

人員の確保が難しいため操法の人員が足りない

操法大会の時期が子供の大会と被るため大変

団員数減少が問題化されているが、人口規模が縮小していくことから当然で、数を揃えることよりも、少数精鋭、一人ひとりの技術向上を考えて行ったほうがよいと感じる。

出初めを始め、重要な行事である事は認識しているが、時間の使い方などまだまだ精査する必要があると思う。

年間活動見直し。操法訓練や部隊訓練は必要無いと感じる。消火活動に必要な講習、訓練で良いと思う。休日使って活動参加しているので活動時間も2時間～4時間位に見直しして欲しい。

大会のための練習ではなく実践に向けた練習を充実させた方が良い

団員確保は難しいので分団を減らした方が良い

時代の移り変わりと共にやり方も変えるべきだと思います。

操法の大会はやめてほしい

人があってこそその防災団体であります。地域の協力も必要ですし、在籍団員のフォローも引き続きお願いします。

当部では、そもそもの人口減少と高齢化が進んでいるため、今のままでは部を維持するのが難しい。そのため、今回の様な意見集約の機会は非常にありがたい。

火事だけに注力し過ぎ。

水害、雪害、車両誘導、人名救助さまざまなシーンに対応していきたいのだが。

・自分達の町は自分達で守る、その信念でありそれが出来るのが消防団

・昼間の火災等、人員が不足する場合がある。現場人員が把握できるアプリや電子ツール（メール配信）があると集合しやすいのでは

・分団（ブロック）の垣根を超えた活動支援、広域消防団（江刺全地域対応可）

コロナ禍の活動位だと丁度良い

部隊訓練は人員確保が難しいので無くしてほしい

行事等の見直しが必要。一方では、地域に貢献したいと思う人は多いはずなので、消防団に対するイメージは変える必要がある（良い意味で気軽に参加できる制度）。

消防活動を通じて、地域の方々や同じ消防団員等、多くの方々と知り合えるきっかけとなりました。今後も消防活動、新入団員の確保等に努めていきたいと思っています。

火災予防の啓蒙活動に力を入れていくのがいいと思います。

出初め式の行う日を正月三が日あるいは日曜日に設定して欲しい祝日だと極端に参加出来る人数が減る。

出初めの分列行進は、唯一市民に訓練を見せる場であり誰も居ない所でやるのは士気が下がります。分列行進や車両パレードは方面隊に分かれてでも地元の繁華街を行進し次世代の団員確保の為、消防活動している幼稚園、保育園を招待し見てもらえるような出初めにした方が良い。

大規模な行事訓練を止め小規模訓練を増やす事を望みます。

消防団員として、小型ポンプ、自動車ポンプの操作訓練、中継送水訓練は必要なことだと思います。多く耳にするのが、部隊訓練について、だいぶ団員への、負担になっていることだと思います。団員減少している中で訓練、時間の確保等難しい物になっていると思います。

分団（部含む）の統廃合の推進、枠組みの見直し（できることから）

訓練、行事等活動内容の見直し（操法大会は講習会にするとか）

行事や訓練の簡素化を望みます。

家族から理解を得られません。家庭を犠牲にしている面があります。

奥州市消防団活性化検討委員会  
中間報告書

～奥州市消防団の適正な報酬・手当について～

令和4年12月14日

～ 目 次 ～

1	はじめに	・・・ P 1
2	検討結果	・・・ P 2
	(1)消防団員の年額報酬について	・・・ P 2
	(2)消防団員の出動手当について	・・・ P 3
3	今後の対応について	・・・ P 4
4	委員会の開催状況	・・・ P 4

[資料]

1	令和4年5年奥州市消防団活性化検討委員会委員名簿	・・・ P 5
2	消防団員の報酬等の基準の策定等について	・・・ P 6
	(令和3年4月13日付け消防地第171号消防庁長官通知)	



## 1 はじめに

市長から消防を取り巻くさまざまな問題について検討するため、委嘱を受けた消防団員により、「奥州市消防団活性化検討委員会」（資料1）を設置し、次の3項目について調査検討に着手することとした。

- ① 消防団員の処遇改善について
- ② 消防団組織について
- ③ その他消防団活動に関する事項について

その他、令和3年4月に消防庁において、「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下「国の基準」という。資料2のとおり。）が策定され、各市町村に通知された。この通知は、年額報酬及び出動報酬の基準などが取りまとめられ、市町村に対して、消防団員の処遇改善について積極的な取り組みを行うよう助言されたものである。

これにより、消防団員の報酬・手当等に関する改善について、国の基準が示されていることから、方向性を示す必要があり、「① 消防団員の処遇改善について」のうち、「消防団員の年額報酬について」と「消防団員の出動手当について」を優先的に調査検討することとした。

当委員会は、8月の委嘱状交付式以降3回にわたる精力的な協議を重ね、一定の方向性が得られたことから、早急に消防団員の処遇改善に着手されることを望み、ここに中間報告を行うこととした。なお、最終報告に向けて協議を続けていくものである。

## 2 検討結果

### (1) 消防団員の年額報酬について

本市消防団員の各階級における年額報酬の額は、次のとおりである。

単位（円）

階級	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員
年額報酬	176,800	121,600	99,000	80,000	80,000	41,000	36,000

※その他：機関員たる団員、ラップ員たる団員 41,000 円

「国の基準」では、年額報酬の額は、「団員」階級の者については 36,500 円を標準とし、「団員」より上位の階級にある者等については、市町村において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額を定めるよう示している。

当委員会の協議の中で、「団員」の報酬について出された主な意見は次のとおりであった。

- ・団員はお金为目的で活動しているわけではないこと
- ・報酬を増額することにより、加入促進に繋がる効果があること
- ・報酬を増額することにより、団員の士気向上に繋がる効果があること
- ・階級が異なるのに同額の報酬になっているので改善を望むこと
- ・報酬の増額より出動手当の増額を望むこと
- ・今のままでも少ないといった感じはしないこと

このような意見を踏まえ、「消防団員の年額報酬について」、当委員会の意見として、以下のように取りまとめた。

- 1 団員の報酬については、団員が誇りと責任を持って活動できるよう、現行の36,000円から、「国の基準」と同額の36,500円に改めることが望ましい。
- 2 「団員」より上位の階級の者の年額報酬については、「副分団長」と「部長」の報酬が80,000円で同額、「班長」、「機関員たる団員」及び「ラップ員たる団員」の報酬が41,000円で同額となっているが、階級が上位になるほど、消防団の運営に携わるなど、職責も重大となることから、相応の階級差で報酬額を定めることが望ましい。

## (2) 消防団員の出動手当について

本市消防団員の各種出動については、次のとおり費用弁償にあたる出動手当として、支給されている。

単位（円）

火 災	風水害	捜索	警戒	訓練	その他
3,000	3,000	3,000	1,500	1,500	1,500

「国の基準」では、費用弁償にあたる「出動手当」として位置づけられていたものを、団員の活動や労苦に応じた「報酬」とすること、また、出動報酬の額は、災害に関する出動については、1日当たり8,000円を標準とし、災害以外の出動については、市町村において、出動の態様や業務の負荷、活動時間を勘案し、標準額と均衡のとれた額を定めるよう示している。

当委員会の協議の中で、出動手当について出された意見は次のとおりであった。

- ・増額により出勤率の向上に繋がる効果があること
- ・費用弁償としての手当を活動時間や内容に応じた報酬へ変更すべき
- ・活動時間の取り扱いについては、改めて整理が必要であること
- ・災害と災害以外では活動時間が異なるので金額を変えるべき
- ・活動時間等の区分を細かく分けすぎると、報告する側と事務局側でも負担が増えるのではないか
- ・交通費については、出動報酬に含まれていると考えられること
- ・現在でも十分に支給されていること

このような意見を踏まえ、「消防団員の出動手当について」、当委員会の意見として、以下のように取りまとめた。

- 1 金額については、その活動時間や労苦に応じた報酬を支給すべきであることから、「国の基準」と同等額程度へ増額することが望ましい。なお、災害による出動の際は、活動時間に応じた金額を支給することが望ましい。  
また、災害以外の金額については、業務の負荷を勘案し、災害の支給額の半額程度で増額することが望ましい。
- 2 支給区分について、現在は費用弁償として支給されているところであるが、手当では実費弁償的な意味合いが強いことから、実費相当分以外の活動や労苦に対する部分も含めた「出動報酬」として改めることが望ましい。
- 3 活動時間の区分など、支給に関する取り扱いについては、引き続き当委員会で検討していく必要がある。

### 3 今後の対応について

当委員会では、消防団員の処遇改善のうち、消防団員の年額報酬及び出動手当についてを先行して調査検討し、一定の方向性について結論を得た。市においては、早急に消防団員の報酬等の改善に向けた取り組みを進められるよう要望する。

また、人口の過疎化や少子高齢化社会の到来などの社会環境の変化により、消防団員の減少や団員の高齢化、施設の老朽化など、消防団を取り巻く環境は厳しいものとなっている。

このような課題に取り組むため、当委員会では引き続き、年額及び出動報酬以外の「消防団員の処遇改善について」、「消防団組織について」及び「消防団活動に関する事項について」の調査検討を重ね最終報告として一定の結論を得る考えである。

### 4 委員会の開催状況

令和4年8月17日 委嘱状交付式

- ・委嘱状の交付
- ・委員長及び副委員長の選出
- ・調査検討事項の確認

令和4年9月14日 第1回委員会

- ・協議（団員の処遇改善について）

令和4年10月19日 第2回委員会

- ・協議（団員の処遇改善について）

令和4年11月16日 第3回委員会

- ・協議（中間報告書の精査）

# 資料1

## 令和4年5年奥州市消防団活性化検討委員会 委員名簿

所属	役職	氏名	備考
第15分団第1部	班長	佐藤 卓	委員長
第1分団第1部	班長	千葉 佳代	副委員長
第5分団第2部	班長	菅原 直樹	
第8分団第3部	班長	佐藤 幸貴	
第11分団本部	班長	菅原 孝宏	
第19分団本部	班長	菅原 和哉	
本部付	部長	小野寺 真紀子	
第23分団第4部	班長	佐藤 好輝	
第29分団第2部	班長	下河邊 俊博	
第31分団第3部	班長	佐藤 稔	
第32分団第2部	班長	菅原 恵太	
第33分団第2部	班長	佐々木 康隆	

消防地第 171 号  
令和 3 年 4 月 13 日

各都道府県知事 } 殿  
各指定都市市長 }

消防庁長官

## 消防団員の報酬等の基準の策定等について

消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、消防団員数は2年連続で1万人以上減少しているという危機的な状況であり、今後数年間で80万人を割り込むおそれもある極めて憂慮すべき事態となっています。消防庁では、このままでは消防団員の減少に歯止めがかからず、地域防災力が低下し、ひいては地域住民の生命・身体・財産の保護に支障をきたすという、これまで以上に強い危機感のもと、講ずべき対策を検討するため、「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催することとしました。同検討会では昨年12月から本年3月まで、まずは消防団員の適切な処遇のあり方について議論を行ってきたところですが、今般、同検討会における中間報告が別添参考1のとおり取りまとめられました。

消防庁では、中間報告を踏まえ、出動報酬の創設や、年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善に向け今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項を下記のとおり取りまとめました。

つきましては、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）にあつては、本通知の内容や、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条において「国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする」とされていることを踏まえて適切に取り組んでいただくとともに、都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村に対して、消防団員の処遇の改善等について積極的な取組を行うよう周知し、適切に助言されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

- 1 消防団員の処遇の改善を図るため、別紙1のとおり、「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下本通知において「基準」という。）を定めたので、この基準及び別紙2の留意点を踏まえ、各市町村において、消防団員の報酬等の見直しを検討すること。
- 2 本来団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出動報酬等）と、消防団や分団の運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）は適切に区別し、それぞれを各市町村において適切に予算措置すべきであること。
- 3 各市町村においては、消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和4年3月末日までに改正し、同年4月1日から施行すること。予算については令和4年度当初予算から必要な額を計上すること。
- 4 基準の制定にあわせ、「〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）」（昭和四十年七月一日自消乙教発第七号）を別紙3のとおり改正するので、各市町村においては条例の改正にあたり参考にされたいこと。
- 5 出動報酬の創設に伴う課税関係については、国税庁と協議のうえ、追って消防庁から通知することとしていること。
- 6 出動報酬の創設等に伴い、地方財政措置については、令和4年度から基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること。

以上

### 非常勤消防団員の報酬等の基準

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準を次のように定める。

第1 非常勤消防団員の報酬の種類は、出勤回数によらず年額により支払われる年額報酬及び出勤に応じて支払われる出勤報酬の二種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

第2 年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」（昭和39年消防庁告示第5号）に定める「団員」階級の者については、年額36,500円を標準とする。「団員」より上位の階級にある者等については、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第3 出勤報酬の額は、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）に関する出勤については、1日当たり8,000円を標準とする。災害以外の出勤については、市町村において、出勤の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第4 上記に掲げる報酬のほか、出勤に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の出勤に係る費用弁償については、必要額を措置する。

第5 報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。



## 非常勤消防団員の報酬等の基準に係る留意点について

非常勤消防団員の報酬等の基準（以下「基準」という。）に掲げる事項については、以下の点に留意すること。

## ・基準全体について

この基準は、令和4年4月1日から適用すること。ただし、特に第5の支給方法については、従前より消防庁から助言していることも踏まえ、市町村において前倒しで実施することが望ましいこと。

## ・第1について

報酬の種類については、報酬が勤務に対する反対給付であることに鑑み、即応体制をとるために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する基本的な性格を持つ年額報酬と、出勤に応じた成果給的な報酬としての出勤報酬の二種類を定めていること。

## ・第2について

年額報酬の額については、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、「団員」より上位の階級にある者や機能別団員等の年額報酬については、市町村において業務の負荷や職責等を勘案して均衡のとれた額を定めること。

## ・第3について

出勤報酬の額については、年額報酬と同様、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額等（出勤に係る費用弁償の額を含む。）を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、災害以外の出勤については、標準額と比較して業務の負荷や活動時間等を勘案して均衡のとれた額を定めること（均衡をとる観点から、警戒・訓練等について、標準額を下回る額を定めることは差し支えない）。

短時間の出勤や日付をまたぐ出勤、1日に複数回の出勤といった場合の取扱いについても、基本的には、業務の負荷や活動時間等を勘案し、標準額と比較して均衡をとりつつ、具体的な取扱いについては、各市町村において定めること。

ただし、大規模災害等で出勤が長期間にわたる場合には、出勤報酬の支給単位は出勤日数に関わらず「1回」とするのではなく、「1日」とすることが適当であること。さらに、この場合の出勤報酬の額は、標準額と均衡をとりつつも、市町村の判断で更に引き上げることも差し支えないこと。

・第4について

消防団員の出動に係る費用弁償については、地域の実情に応じて各市町村において定めることとし、その際には、他の非常勤職員の費用弁償の例によることが適当であること。

・第5について

報酬及び費用弁償については、団員個人に直接支給すること。

団（分団・部等を含む。以下同じ。）経由で団員個人に支給することも、透明性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

一部の団員については個人に直接支給し、その他の団員については団に支給する等の方法も、団員間の公平性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。